

浅草地区都市基盤整備に向けた予備検討等業務委託 に係る公募型プロポーザル募集要項

1 業務の概要

- (1) 件名
浅草地区都市基盤整備に向けた予備検討等業務委託
- (2) 業務内容
別紙1「浅草地区都市基盤整備に向けた予備検討等業務委託仕様書」
のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から令和9年3月15日（月）まで
- (4) 提案上限額
47,311,000円（消費税10%含む）

2 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たしている法人であること。また、参加資格の基準日は「プロポーザル参加申請書」（様式1）の申請日とし、申請後、委託契約締結までの間に参加資格を喪失した者は、当該資格を喪失した時点で申込を無効とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 東京都台東区競争入札有資格者指名停止基準（平成10年2月20日付9台総経第170号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 東京都台東区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日付23台総経第645号）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所により更生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生計画開始の申立てをした者にあつては、裁判所により再生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (7) 主任技術者及び担当技術者を配置することとし、主任技術者は次のいずれかの資格を有すること。
 - ①技術士（建設部門：都市及び地方計画）
 - ②RCCM（都市計画及び地方計画部門）
- (8) 本募集要項に基づき、本業務を実施出来るものであること。
- (9) 単独事業者が参加する場合の要件

東京電子自治体共同運営の営業種目「都市計画・交通関係調査業務」に登録されていること。

(10) 共同事業体として参加する場合の要件

次の①から③のすべてに該当すること。

- ① 構成員は、共同事業体の代表者となるものを決め、代表者は全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務遂行に責任を持つことのできる者とする。参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
- ② 同一業者が、本プロポーザルに参加する他の単独事業者又は複数の共同事業体の構成員となることはできない。関係会社が、本プロポーザルに参加する他の単独事業者又は異なる共同事業体の構成員になることはできない。
- ③ 構成員のうち1者以上は、東京電子自治体共同運営の営業種目「都市計画・交通関係調査業務」に登録されていること。代表者は東京電子自治体共同運営の営業種目「都市計画・交通関係調査業務」に登録がされていること。

3 スケジュール

日程	内容
令和8年5月11日(月)から5月27日(水)まで	募集要項ホームページ(公募) 提出資料受付期間
令和8年5月11日(月)から5月18日(月)まで	質問受付期間
令和8年5月21日(木)	質問回答
令和8年6月1日(月)	第一次審査(書類審査)
令和8年6月3日(水)	第一次審査結果通知
令和8年6月3日(水)から6月17日(水)	企画提案書受付期間
令和8年6月24日(水)	第二次審査(提案審査・プレゼンテーション)
令和8年6月26日(金)	最終審査結果通知

※審査の進捗状況等により、日程変更の場合あり。

4 提出書類

【一次審査分】

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 公募型プロポーザル参加申請書(様式1) | 1部 |
| (2) 誓約書(様式2) | 1部 |
| (3) 共同事業体協定書兼委任状(様式3) | 1部 |
| (共同事業体として参加する場合のみ) | |

- (4) 復代理人用委任状(様式4) 1部
 (共同事業体として参加し、かつ、代表構成員が該当する場合のみ)
- (5) 会社概要(様式5) 1部
 <<添付書類>> 各1部
- i) ・東京電子自治体共同運営の物品買入れ等競争入札参加審査受付票の写し
 (代表者の印鑑登録証明書含む)
 ・東京電子自治体共同運営の物品買入れ等競争入札参加審査受付票を有さない場合は、以下の書類。
- ① 履歴事項全部証明書(登記簿謄本)[正本] 発行後3ヶ月以内のもの(法人の場合に限る。)
- ② 履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本)[正本] 発行後3ヶ月以内のもの(個人で商号を用いる場合に限る。)
- ③ 身分証明書[正本] 本籍地の区市町村長が発行するもので、発行後3ヶ月以内のもの(個人で商号を用いないで営業をしている場合に限る。)
- ④ 登記事項証明書[正本] 発行後3ヶ月以内のもの(個人で商号を用いないで営業をしている場合に限る。)
- ⑤ 財務諸表 貸借対照表及び損益計算書等(直近決算期のもの)
- ⑥ 法人事業税及び地方法人特別税の納税証明書(直近決算期のもの)(法人の場合に限る。)
- ⑦ 納税証明書その1(法人税)(直近決算期のもの)(法人の場合に限る。)
- ⑧ 納税証明書その1(所得税)(直近年のもの)(個人の場合に限る。)
- ⑨ 納税証明書その1(消費税及び地方消費税)(法人の場合は直近決算期のもの)(個人の場合は直近年のもの)
- ※ 上記⑥から⑨までの書類については、各税目における完納を証明するものに限る。
- ii) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)に基づく現況報告書の写し(登録内容の確認印が押印されたもの)
- iii) 業務実績欄に記載した業務を受託した際の契約書の表紙及び仕様書・報告書等の業務内容がわかる箇所の写し(当該箇所を印・マーカー等により示すこと。業務実績の分類は次頁を参照。)
- (6) 業務の実施体制(様式6) 1部
- (7) 予定技術者の経歴等(様式7) 1部
 <<添付書類>> 各1部
- i) 保持資格を証明するものの写し
- ii) 業務実績欄に記載した業務を受託した際の契約書の表紙及び仕様書の写し
 またはテクリス登録データ(完了登録)

※業務実績は、予定技術者ごとに記載すること。

■ 保持資格の例

- ・ 技術士（建設部門：都市及び地方計画）
- ・ RCCM（都市計画及び地方計画部門）
- ・ その他、都市計画・まちづくりに関連する資格

■ 業務実績

①同種又は関連業務について、以下の業務に該当すること。

- ・ 駅周辺の都市空間再編に係る検討

また、以下の業務実績のいずれかを有する場合は、業務実績として記載することができる。

- ・ 道路空間の利用再編に係る検討
- ・ 河川空間の利用再編に係る検討

② 自治体の全域を対象としたものか、特定のエリアを対象にしたものかは問わない。

③ 申請日時点で業務完了しているものであり、直近10年以内（平成28年4月1日以降）に完了しているもの。

④ 一つの業務において、上記の複数の条件を満たす場合、それぞれの実績として記載することができる。

⑤ 複数年に分かれて受託した業務について、一体性のあるものについては、一つの業務とみなす。

※上記①～⑤の内容が、契約書の表紙、仕様書の写しまたはテクリス登録データ（完了登録）から明確に判断できるものとする。

【二次審査分】

(8) 企画提案書鏡文（様式8） 1部

(9) 企画提案書（様式自由） 7部

- ・ A3用紙サイズ、片面最大4枚にまとめたもので提出すること。
- ・ 応募者を特定できる表記（企業名、企業ロゴ等）は行わないこと。
- ・ 別紙1「浅草地区都市基盤整備に向けた予備検討等業務委託 仕様書」、別紙2「既往調査（必要機能の検討成果）」、別紙4「浅草地区都市基盤整備に向けた予備検討等業務委託 企画提案書の構成」に基づき提案すること。また、仕様書等に記載のない内容であっても本業務の遂行に必要なものがあれば、積極的に提案すること。

・以下の既往資料も参考とすること。

① 浅草地区まちづくり基礎調査報告書（令和3年3月）

<https://www.city.taito.lg.jp/kenchiku/machidukuri/chikumachizukuri/asakusa/asakusamachidukuri.files/kisochousahoukokusho.pdf>

② コロナ禍を踏まえた浅草地区まちづくりのあり方検討報告書（令和4年3月）

<https://www.city.taito.lg.jp/kenchiku/machidukuri/chikumachizukuri/asakusa/asakusamachidukuri.files/koronawofumaetamachidukuri.pdf>

③浅草地区まちづくりビジョン策定に向けた検討（第1～11回策定委員会資料）

<https://www.city.taito.lg.jp/kenchiku/machidukuri/chikumachizukuri/asakusa/asakusamachidukuri.html>

④浅草未来図案～まちづくりビジョン～（令和8年3月）

<https://www.city.taito.lg.jp/kenchiku/machidukuri/chikumachizukuri/asakusa/asakusamiraizuan.html>

(10) 参考見積書（様式自由）

1部

・内容がわかるように記載し、税別金額、消費税額、税込金額をそれぞれ記載すること。また、代表者印を押印のこと。

(11) 上記の電子ファイル（PDF形式）

CD-R等 1枚

5 提出方法等

(1) 提出方法

事前に電話連絡の上、持参のこと。電子メール、郵送・FAX等では受け付けしない。

(2) 提出先

「12 連絡先・担当」のとおり

(3) 提出期限

・参加申込書等：5月27日（水）まで

《提出書類》

・公募型プロポーザル参加申請書（様式1）

・誓約書（様式2）

・共同事業体協定書兼委任状（様式3）

・復代理人用委任状（様式4）

・会社概要（様式5）及び添付書類

・業務の実施体制（様式6）

・予定技術者の経歴等（様式7）及び添付書類

・企画提案書等：6月17日（水）まで

《提出書類》

- ・企画提案書鏡文（様式6）
- ・企画提案書（様式自由）
- ・見積書（様式自由）
- ・上記の電子ファイル（PDF形式）

※提出期間内であれば、必要書類の不足や誤り等による差し替え等を認める。ただし、提出期間外における差し替えは一切認めない。

6 辞退

応募者は参加申請後に辞退する場合、令和8年6月17日（水）までに、「プロポーザル参加辞退届出書」（様式9）を持参または郵送すること。郵送の場合は、辞退の旨電話で連絡した後、郵送すること（必着）。

7 質問

（1）受付方法

メールのみとする。なお、「質問書」（様式10）は、word形式で作成すること。

（2）電子メール送信先

電子メールアドレスについては、事務局に電話で問い合わせすること。（受付時間：午前9時から午後5時まで。（土日を除く。））

※メールの件名については、「【プロポーザル質問】●●●●」とすること。
（●●●●は会社名等とする。）

（3）受付期間・回答期日

別紙3「プロポーザル日程」のとおり

（4）回答方法

質問とその回答の内容について、区のホームページで公表する。

（5）その他

回答に当たって質問を行った企業名等は公表しない。なお、意見の表明と解されるものについては、回答しないことがある。

なお、質問に対する回答は、その内容に応じて本要項及び仕様書の修正とみなす。

8 審査方法

台東区が設置する「浅草地区都市基盤整備に向けた予備検討等業務委託事業者選定審査会」（以下「審査会」という。）において次の通り、審査を実施し、優先交渉権者を選定する。

（1）第一次審査（書類審査）

- ① 審査会にて、「4 提出書類」「(1) 公募型プロポーザル参加申請書（様式1）」

から「(5) 予定技術者の経歴等(様式7)」に基づき、書類審査を行う。

- ② 別紙5「浅草地区都市基盤整備に向けた予備検討等業務委託 プロポーザル審査基準」の第一次審査の審査項目に基づき評価し、要件を満たす得点の高い上位3者程度を選定する。

(2) 第二次審査(提案審査・プレゼンテーション)

- ① 第一次審査通過応募者を対象に、審査会にて、「4 提出書類」(9) 企画提案書(様式自由)に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。
- ② 別紙5「浅草地区都市基盤整備に向けた予備検討等業務委託 プロポーザル審査基準」の第二次審査の審査項目に基づき評価し、第一次審査の結果とあわせた合計点のもっとも高い応募者を、優先交渉権者を選定する。合計点と同じ応募者が2者以上ある場合は、最高評価の項目が最も多い者を選定する。さらに、最高評価の項目が同数の場合は、副会長及び委員の多数決により優先交渉権者を決し、可否同数の場合は会長が決する。
- ④ 第二次審査の説明は、本業務を受託した場合に中心となる主任技術者及び担当技術者が行うこと。説明者は最大3名とする。説明に要する時間は15分間、質疑応答に要する時間は15分間とする。また、企画提案書を説明用に編集したデータを使用できる。なお、使用する機器等は提案者において用意すること。(プロジェクター、スクリーン、机、椅子、電源は会場で用意する。)プロジェクターの持ち込みを希望する場合は、書類提出時に「12 連絡先・担当」の担当者に相談すること。

9 審査結果の公表

(1) 第一次審査

第一次審査の結果については、メールにて速やかに参加者すべてに通知する。この時、第一次審査を通過した者に対して、第二次審査の開催場所・時間等を合わせて通知する。

(2) 第二次審査

第二次審査の結果については、メールにて速やかに第二次審査参加者すべてに通知するとともに、台東区ホームページにおいて優先交渉権者を公表する。

10 留意事項

- (1) 提案は1応募者につき1案とし、複数の提案書の提出はできないものとする。
- (2) 応募書類等は、区に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

- (3) 応募書類等は、返却しない。
- (4) 本要項に示した書類のほか、必要と認める書類の提出を求められることがある。
- (5) 企画提案にかかる経費は、応募者の負担とする。
- (6) 委託業務の内容の詳細は、優先交渉権者と区との協議により決定し、必要に応じて仕様書の修正・追加を行う場合がある。
- (7) 応募書類に虚偽の記載等があった場合、または見積提案額が予定額を超えている場合には、当該応募を無効とする。
- (8) 提出する電子ファイルは、Office2016 及びOffice365、Adobe Acrobat Reader で読み込むことが可能なものとする。
- (9) 本プロポーザルの参加表明手続き以降に、区に提出された書類については、東京都台東区情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。条例第6条に該当する事項以外は公開となるため、あらかじめ了承の上、提出すること。

1 1 添付資料

- 別紙1：浅草地区都市基盤整備に向けた予備検討等業務委託 仕様書
- 別紙2：既往調査（必要機能の検討成果）
- 別紙3：プロポーザル日程
- 別紙4：浅草地区都市基盤整備に向けた予備検討等業務委託 企画提案書の構成
- 別紙5：浅草地区都市基盤整備に向けた予備検討等業務委託 プロポーザル審査基準

1 2 連絡先・担当

台東区都市づくり部地域整備第二課（台東区役所5階⑥番窓口）

遠藤・七丈・板谷・中村

住 所：〒110-8615 台東区東上野4-5-6

電 話：03（5246）1366

FAX：03（5246）1359